



職員等からの公益通報（職員公益通報制度）に関するよくある質問（FAQ）

1. 誰が通報できますか？

県ホームページをご確認ください。兵庫県職員（非常勤含む）の他、元県職員、県と契約関係にある事業者（委託事業者及び請負事業者の従業員）、その他の者（例：派遣職員、附属機関の委員、指定管理者の職員等）も対象となります。

2. どのような内容が通報の対象になりますか？

本制度において「通報対象事実」とは、次に掲げる事実をいう。

- (1) 法令違反の事実
 - (2) 職務上の義務違反の事実
 - (3) 県政を推進するに当たり県民の信頼を損なうおそれのある事実
-

3. 匿名で通報できますか？

匿名で通報できます。ただし、調査の対応のために、情報提供をお願いする場合がありますので、可能な範囲で連絡手段はお教えてください。

4. 通報したことが職場に知られたり、不利益を受けたりしませんか？

法の趣旨を踏まえ、通報者の秘密は厳守され、通報を理由とする不利益な取扱いとは禁止されています。

万が一、不利益な取扱いがあった場合は、是正措置が講じられます。

5. 通報後の流れはどうなりますか？

県ホームページにより、対応フロー図をご確認ください。

1. 通報の受理
 2. 通報内容の確認・調査
 3. 必要に応じた是正措置
 4. 通報者への結果通知（可能な範囲で）
-

6. 内部窓口と外部窓口で通報した場合、どのような点が異なりますか？

【内部窓口】：公益通報相談員（本庁職員相談員）

【外部窓口】：県弁護士会から推薦のあった外部弁護士

※外部窓口で受け付けた通報事案は、通報者の秘匿性が確保された上で、県に報告があります。調査の実施に関しては、外部の有識者や弁護士など、第三者が行うのではなく、通報対象事実の調査は所管部局が行います。ただし、利益相反が生じる事案等は、第三者に委任する等の対応をしています。

7. 通報者の秘密は守られますか？

通報者個人が特定又は推定されることとなる情報は、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例上非公開の取扱いとなります。なお、法第 11 条第 1 項に定める「公益通報対応業務従事者」を書面により指定し、従事者に守秘義務に係る誓約書を求めるなど、厳格な制度運用を徹底しております。

8. 通報内容が公益通報に該当しない場合はどうなりますか？

公益通報に該当しない場合でも、内容に応じて関連する部署に引き継ぎ、必要な対応を求めるなど、適切な対応をしています。

9. 公務員が通報を行うことは、地方公務員法に定める守秘義務に反しませんか。

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 34 条 1 項等に規定する秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものと解されています。

公益通報等の対象となる法令違反行為は、犯罪行為などの反社会性が明白な行為であり、秘密として保護するに値しないほか、公務員には刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 239 条第 2 項により犯罪の告発義務が課されている趣旨にも鑑みれば、公益通報をしても守秘義務に反しないと考えられ、むしろ公務員として積極的に法令違反の是正に協力すべきものと考えられます。

10. 通報に関する相談はできますか？

はい。通報前の相談も受け付けています。内容が不明確な場合でも、お気軽にご相談ください。なお、消費者庁においても相談窓口を設置しています。

【参考】消費者庁ホームページ

公益通報に係るよくある質問は、消費者庁の Q & A 集があります。

- ・ [公益通報者保護法に関する Q&A\(基本的事項\)](#) ・ [通報対象事実\(通報の内容\)に関する Q&A](#)
- ・ [公益通報者に関する Q&A](#) ・ [通報先に関する Q&A](#)
- ・ [保護要件に関する Q&A](#) ・ [解雇その他不利益な取扱いに関する Q&A](#)
- ・ [内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置に関する Q&A](#) ・ [従事者に関する Q&A](#)